ハ　自動車整備分野に係る分野別協議会に対し、必要な協力を行うこととしていること。

ニ　自動車整備分野における育成就労外国人の受入れに関し、国土交通大臣又はその委託を受けた者が行う調査、指導、情報の収集、意見の聴取その他業務に対して必要な協力を行うこととしていること。

二　規則第六十七条第九号後段に規定する修得させようとする技能について一定の経験又は知識を有する役員又は職員が、次のいずれかに該当する者であること。

イ　検定規則の規定による一級又は二級の自動車整備士の技能検定に合格した者

ロ　自動車整備士の養成施設（道路運送車両法第五十五条第三項に規定する自動車整備士の養成施設をいう。）において五年以上の指導に係る実務の経験を有する者

ハ　検定規則の規定による三級の自動車整備士の技能検定に合格した者であって、その後自動車の整備作業について三年以上の実務の経験を有する者（業務区分が自動車整備である場合に限る。）

ニ　検定規則の規定による自動車車体・電子制御装置整備士の技能検定に合格した者（業務区分が車体整備である場合に限る。）

附　則

（適用期日）

第一条　この告示は、出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第六十号）の施行日（令和九年四月一日）から適用する。

（平成二十九年国土交通省告示第三百八十六号の廃止）

第二条　平成二十九年国土交通省告示第三百八十六号（自動車整備職種の自動車整備作業について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が告示で定める基準を定める件）は、廃止する。

○国土交通省告示第六百三十八号

特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成三十一年法務省令第五号）第二条第一項第十三号及び第二項第七号の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき自動車整備分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年五月二十二日

国土交通大臣　金子　恭之

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき自動車整備分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件の一部を改正する件

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき自動車整備分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件（平成三十一年国土交通省告示第三百五十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準） **第二条**　自動車整備分野に係る特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第二条第一項第十三号及び第二項第八号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。 一～三　（略） 四　国土交通省又はその委託を受けた者が行う調査及び指導に対し、必要な協力を行うこと。 五　登録支援機関に適合一号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、次のいずれにも該当する登録支援機関に委託することとしていること。 イ　（略） ロ　自動車整備士技能検定規則（昭和二十六年運輸省令第七十一号）の規定による一級若しくは二級の自動車整備士の技能検定若しくは自動車車体・電子制御装置整備士の技能検定（特定技能外国人を車体整備の業務に従事させる場合に限る。）に合格した者又は自動車整備士の養成施設（道路運送車両法第五十五条第三項に規定する養成施設をいう。）において五年以上の指導に係る実務の経験を有する者が置かれていること。 六　特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人の当該機関における自動車整備分野に係る実務の経験を証する書面を交付すること。	（特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準） **第二条**　自動車整備分野に係る特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第二条第一項第十三号及び第二項第七号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。 一～三　（略） 四　国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。 五　登録支援機関に適合一号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、次のいずれにも該当する登録支援機関に委託することとしていること。 イ　（略） ロ　一級又は二級の自動車整備士の技能検定（道路運送車両法第五十五条第一項の技能検定をいう。）に合格した者又は自動車整備士の養成施設（同条第三項に規定する養成施設をいう。）において五年以上の指導に係る実務の経験を有する者が置かれていること。 六　特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人の当該機関における自動車整備分野に係る実務経験を証する書類を交付すること。

附　則

この告示は、令和九年四月一日から適用する。

○環境省告示第二十七号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があったので、同条第三項において読み替えて準用する第十五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年五月二十二日

環境大臣　石原　宏高

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ　氏名又は名称　ゼロ・ジャパン株式会社

ロ　住所　東京都新宿区西新宿一丁目二十六番二号

ハ　代表者の氏名　代表取締役　安齋　哲也

二　無害化処理の用に供する施設の設置の場所

イ　千葉県君津市君津一番

ロ　大分県大分市大字一の洲一番六